



SNS利用の教育指導

聖心女子大学の場合

聖心女子大学文学部准教授 小城英子

SNSトラブルの実例



- 学生が反社会的行為や誹謗・中傷をツイート
- ↓
- 2ちゃんねるで炎上
- ↓
- 大学に電凸

学生の軽率な投稿によって、本人がネット上でさらし者にされるだけでなく、大学にも攻撃が殺到する事例が世間で頻発



ガイドライン策定の経緯

学生委員会での議論1



- SNS利用に対する問題提起
 - 2011年2月に学生委員から問題提起
 - メディアを専門とする教員を中心として、ミシガン大学のガイドラインを参考に、本学のガイドラインの策定に取りかかる
 - 2011年12月に完成
 - 2012年4月、学生生活の手引きならびに公式HPに掲載

ソーシャル・メディア扱いのガイドライン



□ 要点

- ・ 機密性の保持
- ・ プライバシーの保護
- ・ 間違いを正し明記する
- ・ 他者に敬意を払うこと
- ・ 偽名を使わないこと

□ チェック方式

- ・ あなたのプロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか？
- ・ 個人情報などがどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか？
- ・ 大切な人が、あなたのことを、あなたが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか？
- ・ 情報は公共の場で披露しても大丈夫な内容ですか？
- ・ インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか？
- ・ 自分以外の写真や情報に関して投稿する際、きちんと許可を取っていますか？
- ・ スパイウェアやインターネットウィルスから保護するためのソフトはインストールされていますか？

学生委員会での議論2



□ さらなる周知徹底へ

- ・ 2012年4月、ガイドラインの公開
 - ・ 2011年3月東日本大震災を機にTwitterが普及
 - ・ 学生のユーザーも急増
 - ・ ガイドラインを公開しても、一番の当事者が自覚していない
- ・ 2012年5月、「SNS利用の注意」を作成
 - ・ Facebookにも適用可能ではあるが、主にTwitterを想定して具体的に記述
 - ・ 法解釈の妥当性、文言の正確性を法学者にチェックしてもらう
- ・ 2012年6月、HPに公開、在学生にはゼミ単位で専任教員から配布・説明

SNS利用の注意



□ 要点

- 他者の個人情報を許可なくツイートしない
- 他者を誹謗・中傷するツイートをしてない
- 職務上、知り得る情報をツイートしない
- モラルに違反する内容をツイートしない

□ 「ソーシャルメディア扱いのガイドライン」との違い

- 「どのような」行為が、「なぜ」問題となるのか、その根拠を法的基準に求める
- 他者に被害をもたらさないこと、**学生を「犯罪者にしない」**ことに重点
- 法的な処罰の対象となりうることを明示、被る可能性のある不利益を具体的に説明



ガイドラインの特徴

SNSをめぐるトラブル

自己情報の公開によるリスク

- 個人情報の公開
- 反社会的行為の告白



- ストーカー被害
- ネット上での公開処刑
- なりすまし被害

他者への被害

- 他者の個人情報の漏洩
- 職場等の機密情報の漏洩
- 他者への誹謗・中傷



- 犯罪行為に該当する可能性

トラブルの記録が永遠にネット上に残り、将来的に(進学や就職の際)自分自身が不利益を被る可能性

不適切な投稿の規定因

ネットワーク知覚のゆがみ

- デジタルネイティブはリアルとバーチャルの境界線があいまい
- 自分と内輪しか存在しておらず、「世間」という概念が希薄



- 内輪だけのやりとりのつもりで、全世界に情報を発信しているという自覚がない

自己顕示

- SNSを自己アピールのツールとしているユーザーは賞賛獲得欲求が強く、何かにつけ投稿したがる
- リスクよりも、賞賛獲得を優先
- 反社会的行為でさえ、世間の注目を浴びる快感へと転換

結果リスクの認識が希薄

ユーザーの立場に立つ



□ 学生自身を守る姿勢

- 学生をトラブルから守り、犯罪者にしないことに重点
 - 「組織の名誉を守る」「組織に迷惑をかけるな」という組織主体の指導をしない
- 組織ではなく、学生自身が受ける不利益に焦点

□ 学生自身が自分を振り返る

- あえて具体例を出さない
 - 具体例以外にも該当例がある
 - 基本コンセプトのみを提示し、自身の行動を照合させる
- 「**自分が**」受ける不利益を考えさせる

授業を通じて指導



□ 情報活用演習

- 2年生以上も受講可だが、主に1年生が対象
- Word、Excel、PowerPointの操作、インターネット検索などに加えて、メディア・リテラシーやネチケツトについても指導

□ マス・コミュニケーション論

- 全学対象(受講生の半数以上は1年生)
- マス・メディアの社会的役割、ニュース制作、効果論、ニューメディアとコミュニケーションなどについて講義

□ 3年次演習・4年次演習

- メディアが専門のゼミでは、SNSを含めたメディア全般についてディスカッションを行い、その過程でSNSのあり方についても考える

指導の効果



□ 学生の意識向上

- 多くの学生がTwitterのアカウントに鍵をかける
 - とはいえ、この時点でアカウント非公開にした学生は、もともと問題のない学生が大半
 - 一番の問題児集団は、これだけの指導をしてもアカウント公開のまま

□ 外部からの反響

- 他の大学、高校等から、引用・転載の依頼
- 新聞・雑誌等からも取材
- 外部からの反響が学生の意識向上にさらに貢献



メディアの変遷と教育指導

SNS利用の実態



□ 注意喚起の継続

- ・ 新しい学年が入学してくると、改めて指導が必要
- ・ 小・中学生ぐらいから教育指導

□ メディアの定着とコンセンサスの形成

- ・ 携帯電話etc.新しいメディアが登場した当初は、法的な整備が追いつかず、数々のトラブルが発生するが、次第に社会的なコンセンサスが形成される
- ・ SNSについても同様

□ メディアの入れ替わり

- ・ LINEの登場、Twitterのコミュニケーション機能はLINEへ移行
- ・ 半年後、1年後には主要メディアが入れ替わっている可能性も
- ・ ガイドラインは、(インターネット環境が抜本的に変化しない限り)基本コンセプトは汎用性が高い

教育者としての心得



□ メディアのウォッチング

- ・ SNSの実態はパソコンやスマホの中に存在していて不可視
- ・ かつての常識が通用しない
- ・ トラブルになった場合、「知らぬ、存ぜぬ」ではすまない
- ・ ニューメディアに疎い層も、せめて実態把握の努力を

□ 学生とのコミュニケーション

- ・ 実際のユーザーの生の声を聴く
- ・ 学生から教えを乞う姿勢を

□ 年代で区別しない

- ・ あらゆる社会現象において年齢による説明力が低下、個人差が大きくなっている
- ・ SNSユーザーが相対的に若年層に多いため、若年層のトラブルが目立つだけ
- ・ 高年層≠分別をわきまえた大人